

提案できる都市計画の種類及び決定権者

都市計画の内容		袖ヶ浦市 決定	千葉県 決定	都市計画の内容		袖ヶ浦市 決定	千葉県 決定		
都市計画区域			○	促 進 区 域	市街地再開発促進区域	○			
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○		土地区画整理促進区域	○			
準都市計画区域			○		住宅街区整備促進区域	○			
都市再開発の方針			○		拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○			
都市再 開発 方針 等	住宅市街地の開発整備の方針			○	遊休土地転換利用促進地区		○		
	拠点業務市街地の開発整備の方針			○	被災市街地復興推進地域		○		
	防災街区整備方針			○	土地区画整理 事業	面積 50ha 超	○		
						面積 50ha 以下	○		
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分			○	市 街 地 開 発 事 業	新住宅市街地開発事業		○		
地 域 区	用途地域		○		工業団地造成事業		○		
	特別用途地区		○		市街地再開発 事業	面積 3ha 超	○		
	特定用途制限地域		○			面積 3ha 以下	○		
	特別容積率適用地区		○		新都市基盤整備事業		○		
	高層住居誘導地区		○		住宅街区整備 事業	面積 20ha 超	○		
	高度地区・高度利用地区		○			面積 20ha 以下	○		
	特定街区		○		防災街区整備 事業	面積 3ha 超	○		
	都市再生特別地区					○	面積 3ha 以下	○	
	防火地域・準防火地域		○		市 街 地 開 発 事 業 等 予 定 地	新住宅市街地開発事業の予定区域		○	
	特定防災街区整備地区		○			工業団地造成事業の予定区域		○	
	景観地区		○			新都市基盤整備事業の予定区域		○	
	風致地区	面積 10ha 以上				○	面積 20ha 以上の一団の住宅施設の予定区域		○
		その他	○				一団地の官公庁施設の予定区域		○
	駐車場整備地区		○			流通業務団地の予定区域		○	
臨 港 地 区	特定重要港湾			○		地区計画	○		
	重要港湾			○		防災街区整備地区計画	○		
	その他		○			歴史的風致維持向上地区計画	○		
歴史的風土特別保全地区			○	沿道地区計画		○			
緑 地 保 全 地 域	2 以上の市町村の 区域にわたるもの			○	集落地区計画	○			
	その他		○		都 市 施 設	一般国道・都道府県道	○		
(近郊緑地特別保全地区)			○	その他道路		○			
特 別 緑 地 保 全 地 区	面積 10ha 以上			○		自動車専用道路	○		
	その他		○			都市高速鉄道	○		
緑化地域		○			駐車場	○			
流通業務地区			○		自動車ターミナル	○			
生産緑地地区		○							
伝統的建造物群保存地区		○							
航空機騒音障害防止・防止特別地区			○						

都市計画の内容			袖ヶ浦市 決 定	千葉県 決 定	都市計画の内容			袖ヶ浦市 決 定	千葉県 決 定	
都 市 施 設	空港	第1種・第2種・第3種		○	河川	地域冷暖房施設		○		
		その他	○			一級河川・二級河川		○		
	公園・緑地	国が設置するもの			○	準用河川		○		
		面積 10ha 以上			○	運河・その他の水路			○	
		その他		○		学校		○		
	広場・墓園	面積 10ha 以上			○	図書館・研究施設等		○		
		その他		○		病院・保育所等		○		
	その他公共空地			○		市場・と畜場		○		
	水道	水道用水供給事業			○	火葬場		○		
		その他		○		一団地の住宅施設		○		
	電気・ガス供給施設			○		一団地の官公庁施設			○	
	下 水 道	公 共 下水道	排水区域が 2 以上の市 町村の区域		○	流通業務団地			○	
			その他	○		一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○		
		流域下水道				○	電気通信事業用施設・防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設		○	
		その他		○						
	汚物処理場・ゴミ焼却場			○						
産業廃棄物処理施設				○						

※1 内の都市計画決定又は変更は提案することができません。

※2 袖ヶ浦市に提案できる都市計画の種類は「袖ヶ浦市決定」欄に○のついた都市計画です。

(「千葉県決定」欄に○のついた都市計画の提案については、千葉県にご相談ください。)